

あんしん借換資金 モニタリング強化枠

<p>融資対象となる方</p>	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方</p> <p> <<中小企業者>> ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 <<組合>> 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 <<特定非営利活動法人>> 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 </p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p> <p>[留意事項]</p> <p>認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち、申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である方に限る。</p>
<p>資金使途 融資期間等</p>	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内 <原則、元金均等月賦返済。 必要に応じ、1年以内の据置可（設備資金の場合は3年以内）></p>
<p>融資利率</p>	<p>◆年1.8%（固定金利）</p>
<p>融資限度額</p>	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会のモニタリング強化型特別保証の利用可能額の範囲内</p>
<p>信用保証料率</p>	<p>◆年0.23～0.95% ※国の保証料補助実施後</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p>
<p>受付機関</p>	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫 （※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可</p>

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。